

報告 1 2

和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、
同条第2項の規定により報告します。

令和7年9月2日

長与町長 吉田慎一

専 決 処 分 書

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

1 和解及び損害賠償の相手方

住所：長崎県西彼杵郡時津町 [REDACTED]

氏名：[REDACTED]

2 事故の概要

(1) 事故発生日時

令和7年6月4日 午前9時33分頃

(2) 事故発生場所

長崎県西彼杵郡時津町浦郷275番地1（駐車場内）

(3) 事故の状況

本町の職員が、時津警察署敷地内の駐車場において、駐車枠内へ公用車を駐車する際、正面に駐車をしていた相手方の車両に衝突し破損させた。

3 和解の内容

本町は、相手方に対して、下記4の額の損害を賠償する。

なお、今後本件に関しては双方とも裁判上または裁判外において一切異議申立て、請求を行わないことを誓約する。

4 損害賠償の額

313,060円

令和7年7月25日

長与町長 吉田慎

